株式会社蒜山地質年代学研究所における研究活動の不正行為防止および研究費の 不正使用防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社蒜山地質年代学研究所研究者行動規範の自律的実現を目指し、株式会社蒜山地質年代学研究所(以下「本法人」という。)における研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止と、不正行為および不正使用の疑義が発生した場合の措置,並びに結果として不正行為および不正使用が発生した場合の措置等について規定するものである。

(定義)

第2条 この規程において、研究活動の不正行為とは、発表された研究論文・報告書等の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改ざん、盗用、および論文の二重投稿や不適切なオーサーシップやのことをいう(以下「不正行為」という)。そして、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用は「特定不正行為」という。このほか本法人の研究者として、株式会社蒜山地質年代学究所行動規範に著しく反する行為も不正行為とする。

(1) 捏造: 根拠のないデータ,研究結果等を作成すること

(2) 改ざん: 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い,データ,研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用: 他の研究者のアイディア,分析・解析方法,データ,研究結果,論文,または用語を,当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

- (4) 二重投稿:他の学術雑誌等にすでに発表,または投稿中の論文と本質的に同じ論文 を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ:論文著作者が適正に公表されないこと。
- 2 この規程において、研究費の不正使用とは、本法人または研究費を配分する機関(以下「資金配分機関」という)が定める規則等に違反して研究費を不正に使用、または受給する行為等のことをいう。なお、研究費とは、公的研究費、企業からの研究助金、研究寄付金、共同研究等に用いるすべての費用を指すものとする。

(株式会社蒜山地質年代学研究所研究活動・研究費使用規範委員会)

- 第3条 本法人における, 研究活動の不正行為防止ならびに研究費の不正使用防止に向けて, 不正発生の要因を把握, 不正発生防止計画を推進するこで, 適正かつ公正に研究活動が 推進され, また, 研究費が使用されることを目的として, 株式会社蒜山地質年代学研究所 研究活動・研究費使用規範委員会(以下「規範委員会」という。)を設置する。
 - 2 規範委員会の構成、業務等は別に定める。

(申立て等の受付窓口)

- 第4条 研究活動の不正行為および研究費の不正使用に関する申立て等を受け付ける窓口は、 管理部総務室とする。
 - 2 申立て等を受付けた管理部総務室の担当者は,自己との利害関係がある申立て等である場合は,利害関係のない担当者に交代し申立て等を受付ける。

(申立て等の取扱い)

第5条 申立て等は、受付窓口で原則として「申立書」により実名により行われることとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 研究活動の不正行為および研究費の不正使用を行ったとする研究者の氏名
- (2) 研究活動の不正行為および研究費の不正使用の態様, 内容等
- (3) 研究活動の不正行為については、科学的合理的理由

告発を受け付ける場合,個室で面談したり,電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど,告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を 講じなければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、申立て等が匿名であった場合も、実名の事案に準じて取り 扱う場合がある。
- 3 申立ての意思を明示しない相談は、その内容に応じ、申立てに準じてその内容を確認 精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立ての意思があるか否 かを確認する。
- 4 規範委員会は、申立て等を受付けた場合、代表取締役に当該事案を速やかに報告するものとする。
- 5 報道や学会等の研究者コミュニティ経由で、研究活動の不正行為および研究費の不 正使用の疑念が発生した場合は、申し立てにあった場合に準じて対応する。

(申立者・被申立者の取扱い)

- 第6条 申立て等の受付けに当たっては、申立者や申立て内容を保護するため、その秘密を保持しなければならない。
 - 2 申立者・被申立者は、単に申立てをしたことや、申立てをされたことのみを理由に、処分や研究活動の制限のほか、何ら不利益を受けないこととする。

(予備調査の開始)

- 第7条 第5条第4項による申立て等を受付けた規範委員会は、告発された行為が行われた可能 性、告発内容の合理性等について予備調査委員会の設置を命じることができる。
 - 2 予備調査委員会は、次にあげる委員で組織する。
 - (1) 委員長 事業部長
 - (2) 委員 最高管理責任者が指名した者(事業部副部長)
 - (3) 委員 最高管理責任者が指名した者(事業部部長補佐または室長)

(予備調査結果の報告)

- 第8条 予備調査委員会は、申立て等の受付け後、原則として25日以内に予備調査結果の概要 について規範委員会に報告を行う。
 - 2 予備調査委員会は、予備調査で得た情報等を外部に漏えいすることがないよう十分 に配慮する。

(本調査実施の決定)

- 第9条 規範委員会は、前条により報告を受けた場合は、速やかに調査実施の要否を決定、その 結果を研究費の資金配分機関にも報告しなければならない。
 - 2 規範委員会は、調査を実施することを決定した場合、原則として30日以内に調査委員会を設置し、調査を開始しなければならない。また、調査を実施する旨を申立者、被申立者とその所属機関および資金配分機関が関係する場合は、その研究費の資金配分機関に通知を行うものとする。
 - 3 規範委員長は、調査を実施しないことを決定した場合には、その理由を付して申立者 に通知を行うものとする。この場合、予備調査の資料等を適切に保存し、資金配分機関 および申立者から開示要求された際は開示を行う。

(調查委員会)

- 第10条 前条第2項による調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。ただし、調査委員会は、本法人および申立者、被申立者と直接の利害関係を有しない者とする。また、調査委員は、自己との利害関係を持つ事案には関与できない。
 - (1) 当該予備調査委員会委員長
 - (2) 規範委員会の委員のうち、規範委員長が指名する者
 - (3) 代表取締役が指名する直接利害関係のない第三者(弁護士, 公認会計士, 税理士等)
 - (4) 代表者取締役が必要と認める者(学識経験者,同一研究分野)
 - (5) 事務局 総務室
 - 2 研究活動の不正行為に関する本調査の場合は,前項に被申立者と同一研究分野の 学外研究者を1名含める。
 - 3 研究活動の特定不正行為の本調査の場合は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、同一の研究分野の学外研究者を含める。
 - 4 調査委員会の委員長は、第1項第1号の委員をもって充てる。
 - 5 調査委員会事務局は、総務室を充てる。
 - 6 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示す ものとする。これに対し告発者および被告発者は、通知から7日以内に規範委員会に異 議申立てをすることができる。

異議申立てがあった場合,調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を申立者 および被申立者に通知する。

(調查方法・権限)

- 第11条 調査委員会による調査は、研究活動の不正行為に関しては、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒヤリング、再実験の要請等により行われる。また、研究費の不正使用に関しては、研究計画書、見積書・納品書・請求書、購入物品等の精査や、関係者のヒヤリング等により行われる。
 - 2 調査においては、被申立者に対して口頭、もしくは文書による弁明の機会が与えられるものとする。

(証拠の保全措置)

- 第12条 代表取締役は、調査委員会の要請を受けて、本調査にあたり申立て等に係る研究等に 関して、証拠となる資料等を保全することを目的に、関連する研究室等の一時閉鎖等を行 うことができる。
 - 2 調査委員会は、保全した資料等を調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分に配慮する。

(説明責任及び資料保管責任)

- 第13条 調査において被申立者が申立て内容を否認する場合には、自己の責任において、研究活動の不正行為に関する申立てに対しては、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであること等を科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の不正使用に関する申立てに対しては、研究費が適正に使用されたことについて、具体的な根拠等を示して説明しなければならない。
 - 2 被申立者が研究活動の不正行為を否認する説明において、研究活動の生データや 実験・観察ノート、実験試料・試薬等、存在すべき基本的な要素の不足により根拠を示 せない場合は、不正行為とみなす。(合理的な保存期間を超えるときを除く)。また、研究

費の不正使用を否認する説明において,研究計画書,見積書・納品書・請求書,購入物品等,存在するべき基本的な要素の不足により根拠を示せない場合は,不正使用とみなす。(合理的な保存期間を超えるときを除く。)説明責任の程度や基本的な要素については,研究分野の特性に応じ,調査委員会の判断に委ねられる。

- 3 本法人において、研究論文に係る生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の各種資料は、論文刊行後5年間、適正に保管・保存するものとする。なお、実験試料・試薬等の保存ができない場合は、状況を証明できる写真等を添付した書類の保存をもって代えることができる。
- 4 本法人において,、研究費の適正な執行を担保するため,当該研究に係る研究計画書,研究実績報告書,見積書・納品書・請求書等の関係資料は,研究実績報告書作成後5年間,適正に保管・保存するものとする。研究費の資金配分機関の定めにより,5年以上の保存期間が定められている場合は,その定めに従うものとする。

(調査の中間報告)

- 第14条 調査委員会は、申立て等に係る研究に対する資金を配分した機関からの要請があれば、 調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に行うものとする。
 - 2 調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日を経過する日までに調査を 終了させる。
 - 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに規範委員会へ報告し、規範委員会の認定後、資金配分機関等へ報告する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査にも応じるものとする。

(守秘義務)

第15条 予備調査および調査の調査委員会の構成員、その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関して知り得た情報等を漏らしてはならない。

(認定)

第16条 規範委員会は、調査の結果に基づき特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為 と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不 正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動に おける役割及び研究費の不正使用の有無、程度等について認定を行う。被申立者が自己 の説明によって、不正行為・不正使用であるとの疑いを翻すことができない場合は、不正 行為・不正使用と認定される。

また,第13条第2項に係る理由で,不正行為・不正使用であるとの疑いを翻すことができない場合についても同様とする。

- 2 調査委員会は、不正行為・不正使用が行われた場合は、次の各号の内容を含む調査 結果を取りまとめるものとする。
- (1) 不正行為及び不正使用の経緯・概要・相当額,調査体制と調査内容,調査結果内容等と不正発生要因
- (2) 不正行為及び不正使用に関与した者とその関与の度合,不正に関与した者が関わる他の公的資金等における管理・監査体制の状況
- (3) 研究活動の不正行為の場合は、不正行為と認定された研究に係る論文等及び当該研究における役割
- 3 不正行為及び不正使用が行われなかったと認定された場合でも、その程度と状況に 応じて調査委員会が必要と認めた場合は、被申立者に対して警告を行うことができる。
- 4 不正行為及び不正使用が行われなかったと認定された場合で、調査を通じて、申立 てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認

定を行うものとする。この場合、申立者が弁明の機会を求めたときは、これに応じるものとする。

5 調査委員会は、調査結果を認定後、その結果を代表取締役に報告する。

(通知・最終報告)

- 第17条 規範委員会は、前条第2項の調査結果を申立者、被申立者に文書で通知する。また、 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる 他の公的外部資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書 を研究費の資金配分機関に提出する。ただし、期限までに調査が完了しない場合であって も、調査の中間報告を資金配分機関等に文書で通知する。
 - 2 前条第4項により, 悪意に基づく申立てとの認定があった場合, 報告を受けた代表者 取締役は, 申立者の所属機関にもその旨を通知する。

(不服申立て)

- 第18条 研究活動の不正行為,研究費の不正使用が認定された被申立者及び悪意に基づく申立 てとの認定をされた申立者は,前条に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以 内に代表者に対して不服申立てをすることができる。
 - 2 不服申立ての申請は、申立者・被申立者とも1回限りとする。
 - 3 新たな専門性に関する不服申し立ては、調査委員を交代・追加等して審査を行う。 ただし、調査委員の変更を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

(不服申立ての審査)

- 第19条 不服申立ての審査は、規範委員会が行うものとする。
 - 2 規範委員会は、不服申立てがあった場合は、委員に規範委員長が指名する当該問題に関する専門知識を有する者を加え、趣旨、理由等を勘案し、再調査の要否を決定する。再調査を行う場合、規範委員長は、30日以内に調査委員会に再調査の開始を指示し、その調査結果の再調査を指示した日から90日以内に被申立者、あるいは申立者、申立者が所属する機関等にその旨文章で通知する。

(調査結果の公表)

- 第20条 代表取締役は、調査委員会の報告に基づき、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を構成員に通知し、またホームページに不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、不正行為が行われた公的外外部資金名および当該研究費の金額、調査機関が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等の調査結果を公表するものとする。また、悪意に基づく申立てと認定した場合も公開する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることが出来る。
 - 2 代表取締役は、特定不正行為と認定されなかった場合において、調査事案の外部漏えいが認められた場合、および論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表することがある。

(措置)

- 第21条 代表取締役は、規範委員会の報告に基づき研究活動の不正行為及び研究費の不正使 用があったと認めたときは、その重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとと もに、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が認定された被申立者に対する研究費

- の使用停止および返還の命令
- (2) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が認定された被申立者に対する関連論 文の取り下げ等の勧告
- (3) その他,研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が認定された被申立者の研究不正行為の排除,並びに本法人の信頼性回復のために必要な措置
- 2 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が認定された被申立者,並びに同は, 第17条第1項により「従業員就業規則」等によって調査結果を検討のうえ,懲戒処分を行 う。また,私的流用など行為の悪質性が高い場合には,必要に応じて刑事告発や民事 訴訟などの措置を行う。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は定例会議の承認を得るものとする。

附 則 この規程は, 平成31年4月1日より施行する。